

令和8年度 墨田区職員（栄養士Ⅰ類）採用選考案内

令和8年10月1日

墨 田 区

- | | |
|---------|---------------------|
| ●申込受付期間 | 令和8年10月1日(木)午前9時～ |
| | 令和8年10月30日(金)午後5時 |
| ●申込受付方法 | インターネット申込 |
| ●選考実施日 | 第一次選考 令和8年11月29日(日) |
| | 第二次選考 令和8年12月中旬 |

この採用選考は、墨田区に勤務する栄養士（Ⅰ類）の採用予定者を決定するために実施します。

1 募集概要等

募集職種	区分	採用予定時期	採用予定人員	勤務予定先
栄養士	Ⅰ類	令和9年4月1日	若干名	保育園担当課、保健所、教育委員会等

2 受験資格（次の(1)～(4)の要件のすべてに該当する方が受験できます。）

- | |
|--|
| (1) 国籍を問わず、平成9年4月2日以降に生まれた方
(2) 管理栄養士の免許を有する方
（国家試験に合格し免許の交付を申請中の方及び令和8年度に行われる国家試験により免許取得見込みの方を含みます。）
(3) 地方公務員法第16条の各号（裏面「参考」参照）のいずれにも該当しない方
(4) 現に墨田区の常勤職員（教育公務員、臨時的任用職員及び任期付職員（※））は除きます。）でない方 |
|--|

（※）「地方公務員の育児休業等に関する法律」及び「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」の規定に基づき採用されている任期付職員を言います。

（注1）受験できる日本国籍を有しない方の範囲は、「出入国管理及び難民認定法別表第2（永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者）に掲げる在留資格を有する方及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法に定める特別永住者」とします。

（注2）管理栄養士免許取得見込みとして受験した方が、国家試験に合格しなかった場合は、採用されません。

（注3）令和8年12月25日に施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号、以下「こども性暴力防止法」という。）第2条第8項に規定する特定性犯罪事実該当者は、採用後の配置について制限がかかる可能性があります。また、こども性暴力防止法に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認を行う場合があります。

3 選考方法・日程等

(1) 第一次選考

実施月日	令和8年11月29日（日）	集合時刻、選考会場は受験票にてお知らせします。
場 所	墨田区役所	
選考方法	論 文	課題式により1000～1500字程度（80分）
結果通知	令和8年12月上旬予定 第一次選考受験者全員に通知します。	

(2) 第二次選考（第一次選考合格者のみ）

実 施 月 日	令和８年１２月中旬予定	詳細は、第一次選考の結果 通知にてお知らせします。
場 所	墨田区役所	
選 考 方 法	個別面接により２０分程度	
結 果 通 知	令和９年１月中旬予定 ※第二次選考受験者全員に通知します。	

4 受験手続

インターネット申込により時間に余裕をもって申し込んでください。

申込方法	①下記申込URL（墨田区電子申請サービス（L o G o フォーム）の墨田区職員（栄養士I類）採用選考申し込みページ）へアクセス ②画面の指示に従って全ての必要項目を正しく入力して、下記申込期間中に申請	
申込URL	採用選考申し込みページ （墨田区電子申請サービス L o G o フォーム） https://logoform.jp/form/DnDq/1817284	
申込期間	令和8年10月1日（木）午前9時から 令和8年10月30日（金）午後5時まで 【期間内受信有効】	

- ◆ 申込期間中に正常に受信したものを有効とします。この場合、採用選考の申し込みを受け付けた旨のメール（到達通知）が送信されますので、メールが届かない場合は、申込期間中に必ず問合せ先までご連絡ください。
- ◆ システム保守整備のため、申込期間中にシステムを停止する場合や、予期せぬ機器停止及び通信障害等が起きた場合のトラブルについては、その責任を負いません。
- ◆ 申込は、インターネットのみとなります。
- ◆ 入力いただいた情報等は、今回の採用選考のみに使用し、その他の目的には利用しません。

5 受験票の交付

申込締切り後、メールで送付しますので、選考当日、スマートフォンの画面で受験票を提示いただくか、受験票をダウンロードし、印刷したものを提示してください。

◆ 令和8年11月9日（月）までにメールが届かない場合は、問合せ先に照会してください。

6 給与等（令和8年4月1日現在）

月 額	約279,720円（地域手当含む。） ※給与改定があった場合は、その定めるところによります。
加 算	職務経験等がある場合には、一定の基準により加算されます。
手 当	条例等の定めるところにより、期末手当、勤勉手当、通勤手当、住居手当、扶養手当等が支給されます。
昇 給	原則として年1回行われます。
勤務時間	原則として、午前8時30分～午後5時15分。 うち、休憩時間を除く7時間45分勤務です。
休 暇 等	年次有給休暇は、年度ごとに20日付与されます。 その他、夏季休暇、慶弔休暇、妊娠出産休暇、育児休業等の休暇制度があります。
受動喫煙防止 のための措置	敷地内禁煙 （屋外に喫煙場所がある場合あり）

7 求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止の方針について

墨田区では求職者等へのセクシュアルハラスメント防止に関するルールを定めています。また、求職活動等の過程で不安や被害を感じた場合の相談窓口を設け、相談者等のプライバシーを保護するための措置を講じています。詳細は当区ホームページ(https://www.city.sumida.lg.jp/kuseijoho/jinji_kyuyo/keikaku/kyushokusha.html)をご覧ください。

墨田区総務部職員課人事係（区役所 8 階）

〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋 1-23-20

【電話】03-5608-6244（直通）

【ホームページ】<https://www.city.sumida.lg.jp>

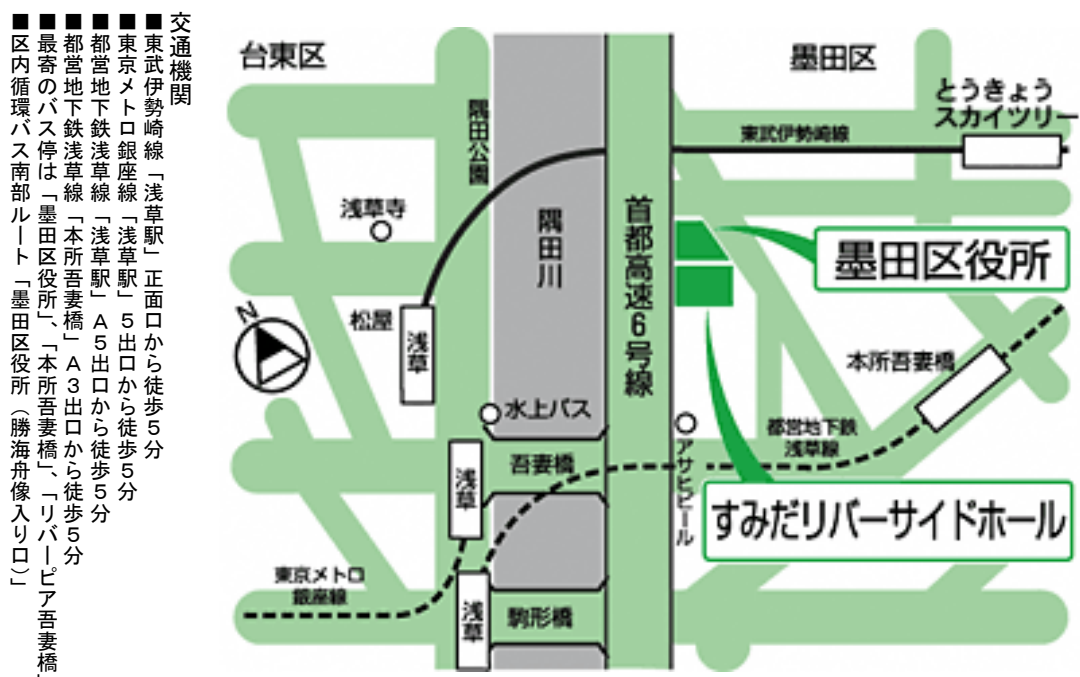


ひと、つながる。
墨田区



栄養士採用ページ

【墨田区役所案内図】



《 参考 》 地方公務員法第16条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（注）平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）も選考を受けることが出来ません。